

一人の首切りも許さない

N関労山梨 2006.10.30 創刊号

東日本NTT関連合同労働組合山梨支部

〒400-0123

山梨県甲斐市島上条1923-3

小田切 博 宅

電話 055-277-6161

発行責任者 古屋 二三男 編集責任者 小田切 博



N関労山梨支部が結成される

職場の仲間一人ひとりの意見を大切にしながら、組織拡大を図り、階級的労働運動を再生しよう。成果・業績重視の成果主義賃金の見直しによる不当な賃下げを許さず、差別賃金制度に反対しよう。



10月28日、山梨県甲府市で、N関労山梨支部結成大会が開催されました。大会は、この間の経過と運動方針が確認され、古屋委員長を先頭に「一人の首切りも許さない」「仲間を裏切らない」N関労の旗が高く掲げられました。大会には、N関労山梨支部の組合員のほか、県内の仲間や関東N関労の仲間、さらには、兵庫、広島からも仲間たちが駆けつけ、50名を超える盛大な結成大会となりました。大会のあとは交流レセプションが開かれ、日ごろの思いや今後の決意などの仲間の発言や、アコターによる歌唱指導など、楽しく団結を深めることができました。



古屋委員長

10月28日、NTT関連合同労働組を結成し、山梨支部委員長に就任しました。IP専用担当の古屋二三男です。企業年金問題については、会社側が行政訴訟を起こしているが、年金生活者も大

N関労山梨支部をよろしくお願ひします

変になりそうな状況です。現在も働いている私たちは、01年に「退職・再雇用」をせまられ、2.5%の賃金カット、さらに06年4月からは、新たな評価制度を押し付けられ、賃金格差は社内でもさらに大きくなっています。これらの情勢は、NTTばかりではなく労働者全体の賃金が下げられてきており、特に公務員は、矢おも

て「に立たされています。このような中で、「労働運動の再生」を目指して、私たちはN労組を卒業（脱退）して、新しい労働組合を結成しました。8月下旬にN労組を脱退するとき、あと2年余りだからがまんすれば、「と助言してくる方もありました。が、「あと2年だからこそ・・・」と、悔いを残さないためにも自分たちの意思表示

をしました。N労組を脱退してからは、「君らしい決断だ！」「俺の分まで交渉してくれ！」と励ましてくれる職場の仲間も出てきました。当面は、N関労山梨支部結成を全県の社内外の労働者に報告することからはじめ、共に行動してくれる仲間や応援者を募っていきますが、同時に会社側に団体交渉を申し入れ、NTT労組と同じ扱いを求めてい

きます。なんと、少数組合です。できることには限界がありますが、情報通信産業ばかりでなく、上部組織が「全労協」ですから、県内の系列組織とも連帯・交流していきたいと思っています。どうぞ皆さん、暖かく見守っていただき、たくさんお願ひし、結成のあいさつとします。



小田切書記長

もう我慢できない！要求してたたかおう！

今年の4月から導入された新評価制度は、現場の労働者の格差と競争を持ち込むものです。もう我慢できません。NTTは50歳で退職再雇用という大量首切りを行います。再雇用後は2.5%の賃金カットです。N関労は、一人ひとりの組合員を大事にします。少数労働組合ですが、私たちの主張が職場の人たちにきつと受け入れられると信じています。

N関労東委員長 江尻昭正
2002年の労働者再雇用の合理化に「ちよっと待った、俺の生活をどうしてくれるか」と、蓄積されたエネルギーの火の手が上がります。これこそN関労の誕生です。私たちは、培われた職場闘争の経験を持っていきます。如何なるときも反動的組合の中にあつて奮闘するんだ、という信念に置き換えて、歴史を認識し、情勢を認識し、たたかひに総結集しようではありませんか。

厚労省、NTTの減額申請許可せず NTTを断罪

経営悪化、到底認められない！

NTT 減額を認めなかった国を訴える



NTTは去る5月1日、グループ企業の労働者やOB約14万人に対する企業年金の減額を求めた申請を、「経営状況が悪化しているとは到底認められない」として、厚生労働省が認めなかったことを不服として、不承認処分を取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に起こした。

NTTは減額に必要なとされる対象者の3分の2以上の同意について、すでに全体の約9割の同意を取り付けたと主張。黒字はリストラなどの合理化の効果であり、収益環境の悪化は続いているとし、厚労省の処分

**NTTの身勝手
退職・再雇用を強行したうえで「年金財
政の悪化」になったから、年金減額！**

NTTは去る5月1日、グループ企業の労働者やOB約14万人に対する企業年金の減額を求めた申請を、「経営状況が悪化しているとは到底認められない」として、厚生労働省が認めなかったことを不服として、不承認処分を取り消しを求める行政訴訟を東京地裁に起こした。

は労使合意をふまえた経営の自主性を損なうと主張している。

一方、国は、確定給付企業年金制度は、将来支給する企業年金の給付額を約束しているものであり、これが守られなければ、年金が既に生活の一部となっている受給者の生活を脅かす。3分の2

以上は同意があった場合でも、なお少数者の権利利益を保護する必要がある。また、経営の状況が悪化しているなどということは到底認められず、減額実施を認めるとすれば（社会的に）重大な影響を与える恐れがある、と主張している。まさに、NTTの身勝手さを断罪している。

**私たちの生活権の侵害だ
みんなで裁判に参加しよう！**

この裁判に関して「裁判所は、訴訟の結果により権利を害される第三者があるときは、当事者若しくはその第三者の申立てにより又は職権で、決定をもつて、その第三者を訴訟に参加させることができる」（行政事件訴訟法第二二条）と、第三者の訴訟参加が出来ることになっている。すでに先行した仲間の訴訟参加が承認されている。

仲間のみなさん、既に

確定している受給権の侵害、「同意書」は不当に集めたもの、「退職・再雇用」でNTTを退職させておいて「財政危機」となったから減額、というのは余りに身勝手、この企業年金は、生活費の一部、そして、高齢者控除が見直され所得税、住民税が課税され、国民健康保険料や介護保険料も大幅アップ。医療の負担増もはじまった。こんななか、減額は

認めることは出来ない、という私たちの主張を裁判にぶつけ、NTTの訴訟を棄却させましょう。

すでに企業年金を受給している方、受給権を持っている方、ぜひ訴訟参加申し立てに加わってください。

お問い合わせ、お申し込みは、NTT企業年金改悪に反対する会」

NTT企業年金改悪に反対する会

<http://park17.wakwak.com/~k10/>
 東京都千代田区岩本町 2-17-4 米澤ビル1階 労働運動センター内
 電話 (03)5820-2070
 E-mail hiro555@amber.plala.or.jp